

飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化について

～ 決 議 ～

国土交通省では、「2020 東京オリンピック・パラリンピック」に向け、世界一安全な輸送サービスの提供を実現するため、2020 年までに達成すべく目標値を定め、ソフト・ハード両面から国土交通省等及び関係業界が総力を挙げ、事業用自動車に係る事故の削減に取り組んでいるところである。

トラック運送業界では、第 109 回交通対策委員会（平成 29 年 9 月開催）において、「トラック事業における総合安全プラン 2020」を策定し、飲酒運転をゼロとする目標を掲げ取り組んでいるところ、事業用貨物自動車については、交通事故発生件数及び負傷者数はそれぞれ減少傾向にあるものの、近年、事業用トラック運転者による飲酒運転事故件数は増加傾向にあり、本年 5 月には、今年に入ってから事業用トラックの飲酒運転事故が連続したことに伴い、飲酒運転の防止等関係法令遵守の徹底について国土交通省から通達が発せられたほか、8 月には、ひき逃げ死亡事故で逮捕された事業用トラック運転者の呼気からアルコールが検知された旨の報道がされるなど、目標の達成はおろか、このままではトラック運送業界の社会的信頼性が失われるなどの懸念があり、誠に遺憾である。

このような状況に鑑み、飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るため、第 113 回交通対策委員会では、業界全体として下記事項を共有するとともに、関係者一丸となって取り組みを強化することにより、この業界から飲酒運転を根絶することを決議する。

1. 各事業所においては、乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実に行える点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。
2. 各事業所においては、全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」（改訂版）を活用し、アルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について、運転者等への指導を徹底する。
3. 各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。
4. 各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶に向けた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶にむけた効果的な取り組みを積極的に展開する。

令和元年 9 月 12 日

公益社団法人 全日本トラック協会
副会長（交通対策委員長） 工藤修二